

- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第184号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成17年3月2日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成17年3月14日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 争議行為の目的
  - (1) 生活改善をはかる賃上げ。成果主義賃金導入反対。最低賃金協定の締結・改善。労使対等決定原則の厳守。一方的な労働協約破棄の中止・撤回。
  - (2) 増員、労働条件改善、人減らし「合理化」・業務委託反対、医療業務の直営原則の厳守。
  - (3) 医療・介護・社会保障の拡充、安全・安心の医療確立と行き届いた看護の実現。
  - (4) 国公立・公的医療機関の統廃合「合理化」反対。存続拡充と雇用の確保。
  - (5) 200万人以上看護体制確立を保障する需給見通し策定。二年課程通信制、各県一校の開設と受講の保障、支援措置確立。
  - (6) 憲法改悪、「有事法制」発動阻止、自衛隊イラク撤退、核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護。定率減税の廃止反対、消費税増税阻止。
- 2 争議行為の日時  
平成17年3月17日から目的を実現するまでの間の連日、又は短時間
- 3 争議行為の種類  
救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員によるストライキ、その他すべての争議行為
- 4 争議行為を行う場所
 

特定医療法人芳和会	くわみず病院（熊本市神水一丁目14-41）
特定医療法人芳和会	本部事務所（熊本市神水一丁目14-41）
特定医療法人芳和会	熊本県民医連事務所（熊本市神水一丁目14-41）
特定医療法人芳和会	ぼっぼ保育所（熊本市水前寺二丁目20-12）
特定医療法人芳和会	平和クリニック（熊本市本荘二丁目15-18）
特定医療法人芳和会	楠クリニック（熊本市龍田五丁目1-41）
特定医療法人芳和会	菊陽病院（菊池郡菊陽町原水字小中野5587）
特定医療法人芳和会	菊陽ぼっぼ保育所（菊池郡菊陽町原水字小中野5587）
特定医療法人芳和会	水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目2-12）
特定医療法人芳和会	水俣協立理学クリニック（水俣市桜井町二丁目2-11）
特定医療法人芳和会	八代中央クリニック（八代市永碓町1361）
特定医療法人芳和会	天草ふれあいクリニック（本渡市本渡町本戸馬場2984）
有限会社健康共同ファルマ	ひまわり薬局（熊本市神水一丁目21-16）
有限会社健康共同ファルマ	コスモス薬局（熊本市龍田五丁目1-45）
有限会社健康共同ファルマ	さくら薬局（水俣市桜井町二丁目2-14）
有限会社健康共同ファルマ	たんぼぼ薬局（菊池郡菊陽町原水字小中野5587）
特定医療法人ピネル会	ピネル記念病院（熊本市佐土原一丁目8-33）

熊本県公告第185号

植木町長富田元利から協議のあった一安地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成17年3月7日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律

第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成17年3月14日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
一安地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成17年3月15日から平成17年4月12日まで
- 3 縦覧場所  
植木町役場

#### 熊本県公告第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営花房北部地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年3月14日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営花房北部地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成17年3月15日から平成17年4月12日まで
- 3 縦覧場所  
菊池市役所

#### 登載依頼

#### 熊本県障害者施策推進協議会公告第2号

熊本県障害者施策推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年3月14日

熊本県障害者施策推進協議会  
会長 宮崎 俊策

- 1 開催日時  
平成17年3月25日（金）  
午後1時30分から
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題（予定）
  - (1) 平成16年度くまもと障害者プランの進捗状況等について
  - (2) 障害者手帳の見直し検討結果について
  - (3) その他
- 4 傍聴者の定員について  
20人
- 5 傍聴手続について
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室するものとする。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県障害者施策推進協議会事務局（熊本県健康福祉部精神保健福祉課障害者企画・支援費班）  
（電話 096 - 383 - 1111 内線7150）

#### 熊会公告第120号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年3月14日

熊本県警察本部長 大山 憲司

- 1 競争入札に付する事項